

那珂川町分別収集計画

(第 1 0 期)

那 珂 川 町

那珂川町分別収集計画

令和4年7月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものになっており、とりわけ最終処分場については、栃木県内に確保されていないため、県外にある最終処分場に頼らざるを得ないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や、資源の有効利用が図られ、環境型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、次の基本的方向を示す。

- (1) 環境への負荷を少なくするための循環型社会づくりを進める。
- (2) 自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設建設を進める。
- (3) 町民一体となったごみ排出抑制とリサイクル運動を積極的に進める。
- (4) 環境学習の推進、充実を図る。
- (5) 南那須地区広域保健衛生センターとの連携に努め、計画が実効あるものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	899.90	877.95	855.82	833.99	811.97

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、町・町民・事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図りながら次の方策を推進する。

(1) 教育、啓発活動の充実

各種団体の事業や生涯学習の事業のなかに、ごみ減量化の啓発活動を積極的に取り入れ、ごみ排出量の増大、最終処分場の必要性、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。併せて、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

小売店の協力を得ながら、包装の簡素化、業者による容器包装の自主回収を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(4) 再使用の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

南那須地区広域保健衛生センターの状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、南那須地区広域保健衛生センターの状況、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	27.41 t		26.74 t		26.07 t		25.40 t		24.73 t	
主としてアルミ製の容器	7.85 t		7.66 t		7.47 t		7.28 t		7.09 t	
無色のガラス製容器	(合計) 41.41 t		(合計) 40.40 t		(合計) 39.38 t		(合計) 38.37 t		(合計) 37.36 t	
	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)
	41.41t		40.40t		39.38t		38.37t		37.36t	
茶色のガラス製容器	(合計) 72.78 t		(合計) 71.01 t		(合計) 69.22 t		(合計) 67.67 t		(合計) 65.67 t	
	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)
	72.78t		71.01t		69.22t		67.67t		65.67t	
その他のガラス製容器	(合計) 20.06 t		(合計) 19.57 t		(合計) 19.08 t		(合計) 18.59 t		(合計) 18.10 t	
	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)
	20.06t		19.57t		19.08t		18.59t		18.10t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2.61 t		2.55 t		2.49 t		2.24 t		2.36 t	
主として段ボール製の容器	89.26 t		87.08 t		84.89 t		82.72 t		80.54 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 43.60 t		(合計) 42.54 t		(合計) 41.46 t		(合計) 40.41 t		(合計) 39.34 t	
	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)	(引渡 量)	(独自 処 理 量)
	43.60t		42.54t		41.46t		40.41t		39.34t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率また、

人口変動率は、第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略より設定。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
14,777人 (対前年度比) 97.62%	14,416人 (対前年度比) 97.56%	14,053人 (対前年度比) 97.48%	13,694人 (対前年度比) 97.45%	13,333人 (対前年度比) 97.36%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による指定日回収	南那須地区 広域保健衛生センター	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん類	委託業者による指定日回収	南那須地区 広域保健衛生センター	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	拠点回収	那珂川町役場	
	段ボール	段ボール	委託業者による指定日回収	南那須地区 広域保健衛生センター	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	南那須地区 広域保健衛生センター	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

飲料用紙製容器以外は、南那須地区広域保健衛生センターで保管（一部圧縮）している。今後、計画的にストックヤードの増設及び圧縮減容機の更新を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

(1) 各行政区による排出指導の徹底

分別収集をより効率的に行うため、地域においてきめ細かな指導にあたる。

- ① 分別収集の地域啓発に関すること
- ② 分別排出に係る地域の指導に関すること
- ③ 分別回収の拠点及びごみステーションの管理に関すること
- ④ 分別収集における町との連絡に関すること
- ⑤ その他分別収集の徹底について必要なこと

(2) 分別排出の徹底

- ① 啓発文書の全戸配布及びCATV等による啓発
- ② 各種団体、学校における啓発学習会の開催

(3) 減量化・資源化等についての審議の推進

各行政区において、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化について推進体制を進める。

(4) 実績の確認

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。